

# 函館市における国保総合システム，保険者Webシステム，特定健康診査等システムおよび国保データベース(KDB)システムに係る運用管理要綱

## (目的)

第1条 この要綱は，函館市市民部国保年金課において使用する国保総合システム，保険者Webシステム，特定健康診査等システムおよび国保データベース(KDB)システムについて，その適正な運用管理を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 国保総合システム，保険者Webシステム，特定健康診査等システムおよび国保データベース(KDB)システム(以下「国保システム」という。)とは，北海道国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)が主体となり，連合会のホストコンピュータにて運用しているシステムのことであり，それぞれのシステムにおいて，函館市市民部国保年金課が，次の業務を行う際に使用するものをいう。

### ア 国保総合システム

国民健康保険に係るレセプト照会，検索，点検業務のほか，資格管理，高額介護合算，保健事業等共同処理業務

### イ 保険者Webシステム

国民健康保険に係るレセプト関連情報，資格情報等の送受信業務のほか，連合会との事務連絡業務

### ウ 特定健康診査等システム

国民健康保険特定健康診査，国民健康保険特定保健指導業務および後期高齢者健康診査業務

### エ 国保データベース(KDB)システム

医療統計情報や被保険者の健康に関するデータの活用業務等

(2) 国保システム端末とは，函館市役所本庁舎および総合保健センターに設置している連合会のホストコンピュータとつながっている専用

端末をいう。

(3) データとは、国保システムに係る機器、入出力帳票および電子媒体に記録されているものをいう。

(処理の基本方針)

第3条 国保システムによる事務処理に当たっては、国民健康保険および後期高齢者医療制度に係る事務の効率化を図るとともに、個人情報保護するように配慮しなければならない。

(国保システム運用管理者)

第4条 国保システムの適正な運用およびデータ保護について統括的管理を図るため、国保システム運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置き、市民部国保年金課長をもって充てる。

(国保システム運用責任者)

第5条 国保システム運用事務の一部を取り扱わせるため、国保システム運用責任者(以下「運用責任者」という。)を置き、本庁舎設置機器については、市民部国保年金課給付担当主査、総合保健センター設置機器については、市民部国保年金課健診担当主査をもって充てる。

(運用責任者の責務)

第6条 運用責任者は、システム全般の運用管理の状況およびこれらに関連する設備の状態について随時把握し、適確に運用管理されるよう努めなければならない。また、不測の事態に備え、連合会との連携が図れるよう障害時の対策等を講じなくてはならない。

2 運用責任者は、国保システム端末機の管理について統括するとともに、その設置および使用等について適正に行われるよう努めなければならない。

3 運用責任者は、データの漏洩、滅失および棄損等の防止のため必要な措置を講じなければならない。

4 運用責任者は、国保システムまたはデータに重大な事故が発生したときは、速やかに事故の経緯および被害状況等を調査し、運用管理者に報告するとともに、連合会と連携してデータ復旧等の必要な措置を講じなければならない。

(国保システム端末の管理)

第7条 国保システム端末には、連合会が設置している専用の回線を用いて通信しなければならない。

2 国保システム端末においては、設定したパスワードにより起動することから、これを厳重に管理しなければならない。

(データの管理)

第8条 データは、業務上必要がある場合を除き、外部に提供してはならない。

2 業務上の必要により他部局とのデータの授受を行う場合には、電子媒体を用いるとともに、庁舎内の移動等において、紛失および盗難等が起きないようにその取り扱いには十分配慮しなければならない。また、使用後には速やかに電子媒体内のデータを確実に消去しなければならない。

3 入出力帳票の保管には安全を確保するとともに、その使用に関して厳重な管理をしなければならない。

4 保存期間の経過等により保管の必要がなくなった入出力帳票は、速やかに廃棄する等、適切な方法により処分しなければならない。

(電子媒体の管理)

第9条 データの授受を行う電子媒体の保管には安全を確保するとともに、その使用に当たってはインターネット等外部のネットワークに接続している機器で使用してはならない。

2 故障等により使用ができなくなった電子媒体については、適切な方法により処理しなければならない。

(パスワードの管理)

第10条 運用責任者は、国保システムの取扱職員（以下「取扱職員」という。）および当該取扱職員の業務処理範囲を定め、個別に入出力を制御するパスワードを設定し、付与しなければならない。

2 運用責任者は、パスワードの設定、更新、発行、保管等に当たっては、これを厳重に管理しなければならない。

3 取扱職員は、パスワードを第1項により定められた業務の目的を超

えて使用してはならない。

- 4 取扱職員は、自己のパスワードを他人に漏らしまたは使用させてはならない。

(端末機の操作)

第11条 国保システム端末は、取扱職員でなければ使用することができない。

- 2 国保システム端末の操作は、第2条第1号に係る業務に必要な場合以外に行ってはならない。また、業務に必要な場合以外にデータを検索してはならない。

(データの重要性等についての研修の実施)

第12条 運用責任者は、新任の取扱職員に対し、データの重要性および機密保持ならびにプライバシー保護に関する意識の向上とシステムの安全対策を図るための研修を、配置後できるだけ早い時期に実施しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。